

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面

日立金属株式会社
日立金属商事株式会社

2021 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(吸収分割会社)

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

日立金属商事株式会社

代表取締役社長 向井 正樹



(吸収分割承継会社)

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

日立金属株式会社

代表執行役

執行役会長兼執行役社長 西山 光秋



日立金属株式会社（以下、「日立金属」といいます。）及び日立金属商事株式会社（以下、「金属商事」といいます。）は、2021 年 5 月 26 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、金属商事を吸収分割会社、日立金属を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割について、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の定めにしたがい、以下のとおり、本吸収分割の経過等その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021 年 10 月 1 日

2. 金属商事における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

金属商事の株主は、本吸収分割の承継会社である日立金属のみであることから、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

金属商事の株主は、本吸収分割の承継会社である日立金属のみであり、反対株主は存在しないため、会社法第 785 条の規定による請求はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

金属商事は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による請求権はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

金属商事は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 8 月 10 日付官報公告及び 2021 年 8 月 5 日付電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 日立金属における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項但書に定める場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求権はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

日立金属は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 8 月 10 日付官報公告及び 2021 年 8 月 5 日付電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により日立金属が金属商事から承継した重要な権利義務に関する事項

日立金属は、効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、金属商事から、吸収分割契約書に記載の金属商事が営む電子材事業、産機材事業（精密自動車鋳物、射出成型機用部品、精密鋳造品、設備配管機器）、磁性材料事業、軟磁性材料事業、及び電線材料事業（建設用電線及び産業用電線を除く）の営業部門に関する権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割に関する変更登記申請は、2021 年 10 月 14 日までに行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上